

議案第 143 号

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年 12 月 2 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市行政サービス巡回車の運行及び管理に関する条例(平成 16 年伊賀市条例第 22 号)  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「利用しようとする者」を「利用する者(以下「利用者」という。)」に  
改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、回数券又は定期券により巡回車を利用しようとする者の使  
用料は、別表第 3 のとおりとし、回数券又は定期券の発行の際に納めるものとする。

第 8 条を第 10 条とし、第 5 条から第 7 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 2  
条を加える。

(使用料の特例)

第 5 条 次に掲げる場合の使用料の額は、前条に規定する使用料(回数券による巡回車の  
利用に係る使用料を除く。)の額の 2 分の 1 の額とする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者が、当該手帳を提示したとき。
- (2) 療育手帳の交付を受けている者が、当該手帳を提示したとき。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が、当該手帳を提示したとき。

(使用料の不還付)

第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、  
この限りでない。

別表第2中「料金」を「使用料の額」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第4条関係）

1 回数券

回数券の種類	使用料の額
200円券 11枚つづり	2,000円
100円券 11枚つづり	1,000円
50円券 11枚つづり	500円

2 定期券

定期券の種類	使用料の額
1月定期券	基準額×2×20×0.75
3月定期券	基準額×2×20×0.75×3×0.95
6月定期券	基準額×2×20×0.75×6×0.9

備考

- 1 基準額は、定期券を使用する者に係る別表第2に定める使用料の額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を四捨五入して算定した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例に基づく回数券又は定期券の販売その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。